

# イー・アクセス株式会社及び ソフトバンクモバイル株式会社 から提出された 四半期報告の概要及び確認の結果

## 平成25年度第1四半期 (平成25年4～6月)

この資料は、ソフトバンク株式会社によるイー・アクセス株式会社（以下「イー・アクセス」という。）の株式取得等について、平成24年11月28日に電波監理審議会への報告に際し、

- 認定期間中は四半期報告によりイー・アクセス株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社（以下「ソフトバンクモバイル」という。）の認定計画の実施に支障がないか厳格に確認することとする。
- 総務省による四半期報告の確認の結果については、イー・アクセス及びソフトバンクモバイルの認定計画の実施状況の透明性を確保するため、総務省のウェブサイトにて公表する。

としたことに基づいて、イー・アクセス及びソフトバンクモバイルの四半期報告(※)の概要をとりまとめ、確認の結果とともに公表するものである。

※3.9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画（イー・アクセス：1.7GHz帯、ソフトバンクモバイル：1.5GHz帯）及び3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設計画（イー・アクセス：700MHz帯、ソフトバンクモバイル：900MHz帯）に関する四半期報告。なお、終了促進措置に関する部分については、別途公表（<http://www.tele.soumu.go.jp/j/ref/portal/>）していることから除外する。

## イー・アクセスから提出された四半期報告（平成25年度第1四半期）

### <報告概要>

#### 1 特定基地局の整備計画

##### <700MHz帯-LTE>

終了促進措置を実施しているところ。

（開設計画では平成27年4月の運用開始を予定）

##### <1.7GHz帯-DC-HSDPA/LTE>

特定基地局数：8,483局（開設計画では平成25年度末に5,768局）

人口カバー率：開設計画（平成25年度末で67.8%）どおり順調に増加していると認められる。

※特定基地局数は、特定基地局のうち屋外で開設した基地局の数。

#### 2 ネットワークの相互提供

ソフトバンクモバイルとのネットワーク相互提供により、イー・アクセスの1.7GHz帯-LTEサービスをソフトバンクモバイルへ平成25年3月21日よりサービス提供。また、ソフトバンクモバイルの2GHz帯/900MHz帯-3Gサービスをイー・アクセスへ平成25年7月25日にサービス提供。

MVNOについては、前四半期と同等の内容で提供しており、提供先事業者数は前四半期から1者増加し、42者に提供している。

#### 3 資金調達方法

開設計画及び総務省から電波監理審議会へ平成24年11月28日に報告した内容からの変更はない。

#### 4 その他

今四半期における特記事項はない。

### <確認結果>

開設指針及び開設計画に基づき適切に実施されていることを確認した。

ネットワークの相互提供については、引き続き、電波法等に基づく必要な手続きを迅速かつ適切に実施するよう求めた。

## ソフトバンクモバイルから提出された四半期報告（平成25年度第1四半期）

### <報告概要>

#### 1 特定基地局の整備計画

##### <900MHz帯－HSDPA>

特定基地局数：24,272局（開設計画では平成25年度末に27,334局）

人口カバー率：開設計画（平成25年度末で63.3%）を上回っている。

##### <900MHz帯－LTE>

終了促進措置を実施しているところ。

（開設計画では平成26年4月の運用開始を予定）

##### <1.5GHz帯－DC-HSDPA>

特定基地局数：9,384局（開設計画では平成25年度末に6,000局）

人口カバー率：開設計画（平成25年度末で60.63%）を上回っている。

※特定基地局数は、いずれも、特定基地局のうち屋外で開設した基地局の数。

※上記周波数帯以外のLTE基地局についても開設計画通り整備が行われている。

#### 2 ネットワークの相互提供

イー・アクセスとのネットワーク相互提供により、イー・アクセスの1.7GHz帯－LTEサービスを平成25年3月21日よりサービス提供。また、ソフトバンクモバイルの2GHz帯／900MHz帯－3Gサービスをイー・アクセスへ平成25年7月25日にサービス提供。

MVNOについては、前四半期と同等の内容で提供しており、提供事業者数は前四半期から9者減少し、196者に提供している。

#### 3 資金調達方法

開設計画からの変更及び特記事項はない。

#### 4 その他

今四半期における特記事項はない。

### <確認結果>

開設指針及び開設計画に基づき適切に実施されていることを確認した。

ネットワークの相互提供については、引き続き、電波法等に基づく必要な手続きを迅速かつ適切に実施するよう求めた。

なお、MVNO提供先事業者数の減少については、同社としては今後もMVNO事業者の獲得に努めていく意向であるとのことであり、当省としても引き続き動向に注視していく。